

尾張旭市監査公表第9号

平成31年1月30日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

こども子育て部こども課

| 監 査 の 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>児童クラブ空調機保守点検業務委託等において、予定価格書が作成されていない。尾張旭市契約規則第26条により、随意契約にしようとするときは、予定価格を定める必要がある。また、同条ただし書の規定により、予定価格の決定を省略する場合は、契約金額が30万円以下とされている。</p> | <p>今後は尾張旭市契約規則第26条の規定に基づき、適切に予定価格を定めます。</p> |
| <p>発達支援連携事業委託業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。</p> <p>随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。</p> | <p>随意契約ガイドラインに基づき、適切に随意契約確認表を作成し、内容の公表を行いました。</p> |